

いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内に存する空き家の有効的な活用を図るため、創業を目的として当該空き家を改修する事業を行う者に対し、当該事業に係る費用の一部について、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号）及びこの告示に基づき、補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 家屋（長屋、アパート、マンションその他の共同住宅を除く。）であつて、現に利用する者がいないもの（近く利用する者がいなくなる予定のものを含む。）をいう。
- (2) 創業 個人又は法人その他の団体が市内に存する空き家を有効的に活用して事業を開始することをいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業を除く。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、創業を目的として市内に存する空き家を改修する事業であつて、交流人口の増加及び活力あるまちづくりに資すると市長が認めるものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助事業を実施しようとする個人又は法人その他の団体であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) いすみ市内に事務所又は住所を有し、かつ、創業する意思があること。
- (2) 世帯の全員に市税等の滞納がない個人、法人税の滞納がない法人又は代表者に市税等の滞納がない団体（法人を除く。）であること。
- (3) 創業後、原則として週3日以上、月12日以上又は年140日以上営業し、かつ、3年以上継続して営業する意思があること。
- (4) いすみ市暴力団排除条例（平成24年いすみ市条例第1号）に規定する暴力団及び暴力団員等でないこと。
- (5) 創業に当たり許認可、資格等（以下「資格等」という。）が必要な場合は、当該

資格等を取得し、又は補助事業が完了する日までに取得する見込みであること。

(6) 過去にこの告示に基づく補助金又はこの告示に基づく補助金と同種の補助金等を受けたことがないこと。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

(1) 建物の購入又は賃貸借に係る経費

(2) 消火器等の消防用品及び防災用品の購入並びに火災警報器等の設置に要する経費

(3) その他市長が別に定める経費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額とし、250万円を上限とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、一の空き家につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する期日までにいすみ市創業者空き家活用事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 創業計画書

(2) 工事実施計画書（様式第2号）

(3) 運営に係る誓約書（様式第3号）

(4) 申請者以外の者が所有する空き家に対して補助事業を実施する場合は、承諾書（様式第4号）及び賃貸借契約書の写し

(5) 補助事業に係る見積書の写し

(6) 補助事業を実施する空き家の全景及び現場の現況を示す写真（申請の日前2週間以内に撮影されたものに限る。）

(7) 個人にあつては、世帯の全員の住民票及び世帯の全員に市税等の滞納がないことを証する書類

(8) 法人にあつては、登記事項証明書及び法人税の納税証明書

(9) 団体（法人を除く。）にあつては、定款等の写し及び代表者に市税等の滞納がな

いことを証する書類

(10) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、補助事業に着工する前にしなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定したときは、いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、いすみ市創業者空き家活用事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業の内容の軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、いすみ市創業者空き家活用事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、いすみ市創業者空き家活用事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(1) 補助事業に係る領収書の写し

(2) 補助事業に係る工事の請負契約書の写し

(3) 補助事業の実施状況が確認できる写真

(4) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（個人の場合に限る。）

(5) 資格等の取得を証する書類

(6) 前条第1項ただし書の規定により事業の内容の軽微な変更をした者にあつては、当該変更の内容が確認できる書類

(7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項に規定する確認済証の写し
（補助事業の実施に当たり同条第1項に規定する確認の手続き（同法第87条において

準用する場合を含む。)が必要な場合に限る。)

(8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月15日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、土曜日又は日曜日(以下「休日等」という。))に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い休日等でない日)までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付確定通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付請求書(様式第10号)に必要な書類を添付して、市長に請求しなければならない。

2 前項の請求は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日(その日が休日等に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い休日等でない日)までに行わなければならない。

(交付の決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号に掲げる要件を欠くこととなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 交付の決定の際に付した条件に違反したとき。
- (4) その他関係法令の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既

に補助金が交付されているときは、いすみ市創業者空き家活用事業補助金返還命令書（様式第12号）により、期限を定めて補助金の全額について返還を命ずることができる。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

